

盛岡市宿泊税に係るQ & A（簡易版）

1 宿泊税について

Q1	宿泊税とはなんですか。
A1	宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する宿泊者に対して課税される法定外目的税です。 法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために、道府県または市町村が課することができる税です（地方税法第4条、第5条、第731条）。 盛岡市では、令和8年10月1日から宿泊税を導入しています。
Q2	税額はいくらですか。
A2	宿泊者1人1泊につき、一律200円です。
Q3	宿泊税の免除はありますか。
A3	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊といった特別な場合を除き、宿泊税の免除はありません。 ただし、宿泊料金がそもそも発生しない場合（乳幼児の添い寝無料など）は、課税対象となりません。旅行サイトのポイント割引といった、宿泊施設以外の事業者によるサービスによって、宿泊料金が結果的に0円となった場合は、事業者からポイント分の宿泊料が支払われるため、宿泊税が課税されます。
Q4	「宿泊」の判断基準について教えてください。
A4	以下の<u>いずれか</u>に該当する場合は、「宿泊」にあたります。 ①6時間以上かつ日をまたぐ利用行為であること ②宿泊施設と宿泊者との契約上、「宿泊」として取り扱うもの ※旅館業法に定める宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。
Q5	宿泊者が宿泊をキャンセルした場合、宿泊税はどうなりますか。
A5	キャンセル料金を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象にはなりません。 一方、キャンセル料金を契約上「宿泊料」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。不泊の場合も同様です。
Q6	宿泊料金を一室または一棟あたりで設定している場合、宿泊税はどのように計算すればよいですか。
A6	宿泊者一人につき200円として計算してください。 ただし、乳幼児など定員に含めない場合、課税対象とはなりません（「添い寝は一人まで」など、人数としてカウントしている場合は、課税対象となります）。

2 宿泊税の納入・申告について

Q7	毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。
A7	まず、日々の宿泊者数を「宿泊税月計表」に記載してください。その月の記入が終わったら、月計表の合計を「宿泊税納入申告書」に書き写し、税額を計算してください。 次に、「宿泊税納入申告書」の税額をもとに、「宿泊税領収証書」を記入してください。また、「宿泊税領収証書」の内容を、右の「宿泊税納入書」、「宿泊税納入通知書」に書き写してください。 完成した「宿泊税月計表」と「宿泊税納入申告書」は、盛岡市市民税課に提出してください。「宿泊税領収証書」は、金融機関や盛岡市役所（納税課・都南総合支所・玉山総合事務所・各支所・各出張所）に持参し、宿泊税を納入してください。提出及び納入の期限は、毎月末になります（10月宿泊分は、11月末が期限になります）。 ゆうちょ銀行での納入を希望する場合は、専用の払込取扱票をお送りしますので、盛岡市市民税課へご連絡ください。
Q8	間違った金額で申告・納入をしてしまいました。どうすればいいですか。
A8	正しい税額よりも多く納め過ぎた場合、「宿泊税更正請求書」を提出してください。多く納めた分の還付を受けることができます。 正しい税額よりも少なく申告・納入し、期限を過ぎた場合、修正申告が必要となります。正しく記載した「宿泊税月計表」「宿泊税納入申告書」を市に提出するとともに、「宿泊税領収証書」を使用して差額分を納めてください。 この際、「宿泊税納入申告書」の表題の右側に「修正」と記入していただくとともに、「宿泊税領収証書」の申告区分は「修正」に○をして提出・納入してください。
Q9	月の宿泊税額が0円でした。申告は必要ですか。
A9	月の宿泊税が0円でも、申告は必要です。ただし、「宿泊税月計表」の添付は不要です。また、納める宿泊税額もないので、納入の手続きも不要です。
Q10	営業を休止（廃止・再開）します。必要な手続きを教えてください。
A10	「宿泊施設営業休止（再開・廃止）届」を提出してください。

これら以外にわからない点がある場合は、盛岡市のホームページに掲載している「盛岡市宿泊税に係るQ&A」をご覧ください。市民税課諸税係（019-613-8499）までお問合せください。